

## 保護預り規定兼振替決済口座管理規定（公共債）

### 第1条（この規定の趣旨）

この規定は、当行がお客さまから次に掲げる証券（以下、「国債証券等」といいます。）をお預りし、またはお客さまが社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取扱う国債および一般債（株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程等に定めるものとします。）に係る口座（以下、「振替決済口座」といいます。）を当行に開設する際に当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするためのものです。

- ① 国債証券
- ② 地方債証券
- ③ 政府保証債証券

- 2 当行は、前項にかかわらず相当の理由があるときは、国債証券等のお預り、または振替制度において取扱う国債および一般債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。
- 3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、振替制度において取扱う国債および一般債を以下「振替債等」といいます。

### 第2条（保護預り証券の保管方法および保管場所）

当行は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下、「混合保管」といいます。）できるものとします。
- ② 前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。

### 第3条（混合保管に関する同意事項）

前条の規定により混合保管する保護預り証券については、次の事項についてご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 保護預り証券の数または額に応じて同銘柄の国債証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること
- ② 新たに国債証券等をお預りするときまたは保護預り証券をご返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要さないこと

### 第4条（振替決済口座）

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、日本銀行および株式会社証券保管振替機構（以下、「保振機構」といいます。）が定めるところにより種別毎に内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替債等の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振替債等の記

載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

- 3 当行は、お客さまが振替債等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

#### 第5条（保護預り口座または振替決済口座の開設）

保護預り証券については、当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替債等については、振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の申込書をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。

- 2 当行は、お客さまから当行所定の申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 当行所定の申込書に記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等および押印された印影、個人番号、法人番号等をもって、お届出の住所、氏名又は名称、生年月日等および印鑑、個人番号、法人番号等とします。
- 4 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令、保振機構の社債等に関する業務規程、日本銀行の国債振替決済業務規程、その他の関連諸規則に従って取扱います。お客さまにはこれら法令諸規則、保振機構および日本銀行が講ずる必要な措置、保振機構および日本銀行が定める保振機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって当該約諾に係る書面の提出があったものとしてお取扱いいたします。

#### 第6条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客さままたは当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

#### 第7条（手数料）

この規定に基づく口座の開設に伴う手数料（以下、「手数料」といいます。）は、別に定める料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日にお客さまが指定した預金口座（以下、「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。

なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1カ月としてその月から月割計算によりお支払いください。

- 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 3 契約期間中に解約があった場合または償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約日または残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
- 4 当行は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第16条により当行が受取る振替債等の償還金（第15条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利子または買取代金等（以下、「償還金等」といいます。）から手数料に充当することが

できるものとします。

#### 第8条（預入れおよび返還）

保護預りの国債証券等を預け入れる場合は、お客さままたはお客さまがあらかじめ届け出た代理人（以下、「お客さま等」といいます。）が当行所定の依頼書に記入のうえ、また法人の場合においては届出の印章により記名押印してご提出ください。

- 2 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- 3 利子支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預け入れおよび保護預り証券の返還をすることはできません。
- 4 保護預り証券は、お客さま等がお引取りになるまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。

#### 第9条（振替の申請）

お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振替債等について、次の各号に定める場合を除き、当行に対して振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたもの、その他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの  
② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るもの、その他日本銀行、保振機構が定めるもの  
③ 国債証券の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの  
④ 一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの  
⑤ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- 2 前項に基づいてお客さまが振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当行に提示いただかなければなりません。
  - ① 当該振替において、減額および増額の記載または記録がされるべき振替債等の銘柄および金額
  - ② お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
  - ③ 振替先口座および直近上位機関の名称
  - ④ 振替先口座において増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
  - ⑤ 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その振替債等の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合は、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 振替債等の全部または一部を振替える場合は、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当行所定の依頼書に記入し、また法人の場合

においては届出の印章により記名押印してご提出ください。

- 6 当行に振替債等の買取りを請求される場合は、前項の手続きを待たずに振替債等の振替の申請があったものとして取扱います。

#### 第 10 条（他の口座管理機関への振替）

当行は、お客さまからお申し出があった場合は、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合は、あらかじめ当行所定の依頼書によりお申し込みください。

#### 第 11 条（担保の設定）

お客さまの振替債等について、担保を設定される場合は、当行所定の手続きにより振替を行います。

#### 第 12 条（分離適格振替債等に係る元利分離申請）

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行および保振機構が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振替債等について、次の各号に定める場合を除き、当行に対して元利分離の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたもの、その他の法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたもの  
② 当該振替債等の償還期日または利子支払期日の 3 営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行および保振機構の定める期間中に元利分離を行うもの
- 2 前項に基づいてお客さまが元利分離の申請を行うにあたっては、あらかじめ次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
- ① 減額の記載または記録がされるべき分離適格振替債等の銘柄および金額  
② お客さまの振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種別
- 3 前項第 1 号の金額は、その分離適格振替債等の最低額面金額の整数倍で、なおかつ分離適格振替債等の各利子の金額が当該整数倍となるように提示しなければなりません。

#### 第 13 条（分離元本振替債等の元利統合申請）

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行および保振機構が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振替債等および分離利息振替債等について、次の各号に定める場合を除き、当行に対して元利統合の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたもの、その他の法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたもの  
② 当該分離元本振替債等と名称および記号が同じ分離適格振替債等の償還期日または利子支払期日の 3 営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行および保振機構の定める期間中に元利統合を行うもの
- 2 前項に基づいてお客さまが元利統合の申請を行うにあたっては、あらかじめ次に掲げ

る事項を、当行に提示いただかなければなりません。

- ① 増額の記載または記録がされるべき分離適格振替債等の銘柄および金額
- ② お客様の振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種別

3 前項第1号の金額は、その分離適格振替債等の最低額面金額の整数倍で、なおかつ分離適格振替債等の各利子の金額が当該整数倍となるように提示しなければなりません。

#### 第14条（保護預り証券の返還または振替決済の申請に準ずる取扱い）

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続きを待たずに保護預り証券の返還の請求、または振替法に基づく振替債等の抹消の申請があったものとして、当行がお客様に代わって手続きさせていただきます。

- ① 当行に保護預り証券の買取りを請求される場合
- ② 当行が第16条により振替債等の償還金および利子の支払いを受ける場合

#### 第15条（抽選償還）

混合保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合は、被償還者および償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

#### 第16条（償還金等の受入れ等）

振替債等の償還金または利子の支払いがある場合は、当行がお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。

2 振替決済口座に記載または記録されている振替債等（差押えを受けたもの、その他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金および利子の支払いがある場合は、支払代理人が発行者から受領したうえ、当行がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、指定口座に入金します。

#### 第17条（連絡事項）

当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。

- ① 残高照合のための報告
- ② 第15条により被償還者に決定したお客様には、その旨および償還額

2 前項第1号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合は、残高照合のための報告内容を含めて行います。

3 当行は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- 4 当行が届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて通知を行い、またはその他の送付書類を発送
- した場合は、延着しまたは到着しなかった場合でも通常到達すべきときに到達したものとします。

#### 第 18 条（届出事項の変更）

- 氏名もしくは名称、住所、取引を行う目的、職業、法人の場合における印章、代表者の役職、住所、氏名および事業の内容、25%超の議決権をお持ちの方等の住所、氏名もしくは名称、個人番号、法人番号その他の届出事項に変更があった場合、または法人の場合における印章を失った場合は、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。
- 2 前項の届出を怠る、あるいはお客さまが当行からの請求を受領しないなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。
- 3 第1項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ、国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振替債等の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 4 第1項による変更後は、変更後の住所、氏名、印影、個人番号、法人番号等をもって届出の住所、氏名、印鑑、個人番号、法人番号等とします。

#### 第 19 条（成年後見人等の届出）

- 家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始された場合は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面によってお届けください。
- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合は、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面によってお届けください。
- 3 既に補助、保佐、後見の開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合も前第2項と同様にお届けください。
- 4 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様にお届けください。
- 5 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第 20 条（当行の連帯保証義務）

日本銀行、保振機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振替債等の振替手続きを行った際、日本銀行、保振機構において誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替債等の超過分（振替債等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金および利子の支払いをする義務
- ② 分離適格振替債等、分離元本振替債等または分離利息振替債の振替手続きを行った際、日本銀行、保振機構において誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係

る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振替債等および当該振替債等と名称および記号を同じくする分離適格振替債等の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振替債等および当該振替債等と利子の支払期日を同じくする分離適格振替債等の超過分（振替債等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務

- ③ その他、日本銀行、保振機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

## 第 21 条（解約等）

この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約する場合は、その 4 営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当行所定の依頼書に記入のうえ、また法人の場合においては届出の印章により記名押印して提出し、保護預り証券をお引取りまたは振替債等を他の口座管理機関へお振替えください。第 6 条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されない場合も同様とします。

- 2 前項にかかわらず、振替債等の利子支払期日の 6 営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約を行うことはできません。
- 3 保護預り証券は、お客さまがお引取りになるまでは、この規定により当行がお預りします。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振替債等を他の口座管理機関へお振替えください。第 6 条による当行からの申し出により契約が更新されない場合も同様とします。また、この解約により当行に損害が生じたときはその損害額をお支払いいただくものとします。
- ①お客さまが手数料を支払わないとき  
②お客さまについて相続の開始があったとき  
③お客さま等がこの規定に違反したとき  
④お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当すると当行が判断し、またはお客さまが次のいずれかに該当すると当行が判断し、当行が解約を申し出たとき
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される

べき関係を有すること

⑤お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をなされたと当行が判断し、当行が解約を申し出たとき

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

- 5 前項による振替債等の引取りまたは振替手続が遅延した場合は、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払ください。この場合、第7条第3項に基づく返戻金は遅延損害金に充当しますが、不足額が生じた場合は、直ちにお支払ください。
- 6 当行は、前項の不足額を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第7条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

#### 第22条（長期にわたって取引の発生しない口座の解約）

前条による解約のほか、償還または買取り等により振替債等の残高がなくなった日から13ヶ月を経過してなお取引が発生しない場合は、当行はお客さまに通知することなく当該取引口座を解約することができるものとします。

#### 第23条（緊急措置）

法令の定めるところにより国債証券等の引渡しを求められた場合、または店舗等の火災等緊急を要する場合は、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

#### 第24条（公示催告等の調査）

当行は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務は負いません。

#### 第25条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止）

この契約によるお客さまの保護預りに関する権利は、譲渡または質入れすることはできません。

#### 第26条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第18条第1項による届出の前に生じた損害
- ②法人の場合において、各種依頼書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振替債等の振替または抹消、その他の取扱いを行ったうえで、当

該書類について偽造、変造、その他の事故があった場合に生じた損害

- ③法人の場合において、各種依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振替債等の振替または抹消を行わなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変、その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振替債等の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振替債等の記録が滅失等した場合、または第 16 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第 21 条第 4 項の解約により生じた損害
- ⑦第 23 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

#### 第 27 条（規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

#### 第 28 条（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）

有価証券の無券面化を柱とする振替法に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客さまからお預りしている有価証券であって、あらかじめお客さまから同制度への転換に関してご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客さまとの間の権利義務関係について本規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

附則 この規定は、2021 年 6 月 15 日から適用いたします。

以上  
2021 年 6 月